

事前確認シート【外国人等(学生・研究者・訪問者等)受入用】

おもて面の事前確認のチェックを行ったのち、裏面のチェックを行い、研究・社会連携部に提出してください。研究・社会連携部から受入可の通知を得て初めて、受入可能となります。

※ 学生については、外国人等の大学院生・非正規生(研究生等)の受入時には提出してください。受入後に研究内容が変わる時は、改めて本シートにより確認をする必要があります。

※ 外国人等とは、外国人、非居住者、特定類型該当(予定)者を含みます。特定類型該当者とは、①「外国法人等・外国政府等と雇用契約等がある者」、②「外国政府等から奨学金等の資金提供を個人として受ける者」、③「日本での行動に関し外国政府等の指示・依頼を受ける者」に該当する居住者です(詳細は「特定類型参考シート」参照)。

※ 本シートでは、法令用語の「技術」を「技術・情報」と、また「貨物」を「物品」と表現しています。「技術・情報」はプログラムを含み、人事・経理・総務・価格等の情報は含みません。

記入年月日: 年 月 日

申請者 (受入教員等)	氏名	(フリガナ)			受入予定者 氏名			
	職名			内線		受入予定者の 国籍		
	e-mail					受入予定者の 現在(直近)の 所属機関	(CVなど経歴が分かる資料を添付ください。)	
	所属					受入時に入手する情報から、受入予定者の特定類型該当性を判断し、以下に該当する場合はチェックしてください。 ☐ 特定類型①(受入後、外国法人等・外国政府等と雇用契約等がある者) ☐ 特定類型②(受入後、外国政府等から奨学金等の資金提供を個人として受ける者) ☐ 特定類型③(日本での行動に関し外国政府等の指示・依頼を受ける者)		
本学での 研究内容 と 受入予定 者に提供 する技術 情報の内 容					該当理由(国・地域名: , 組織名・奨学金名など:)			
					受入予定者の 本学での身分			
					☐ 学生 (☐ 大学院生 ☐ 研究生 ☐ その他 ()) ☐ 研究者 (☐ 雇用 (職名:)) ☐ 非雇用) ☐ 訪問者			
					受入予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日			

＜事前確認＞ 該当する回答にチェックを入れ(■)、事前確認を行ってください。

設問1 受入予定者の経歴等に関する質問	経歴に外国ユーザーリスト掲載機関又は特定団体に所属した事実がある、又は帰国後所属することを 知っているか？(外国ユーザーリスト https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list) ① (特定団体:ウクライナ情勢に関するロシア、ベラルーシ、アラブ首長国連邦、アルメニア、シリア、 ウズベキスタンの輸出禁止団体、以下のExcelのシート「個人・団体リスト」のB～D列 https://www.cistec.or.jp/service/zdata_russia/20220519.xlsx) 国籍が、懸念国・地域(イラン、イラク、北朝鮮)、国連武器禁輸国・地域(アフガニスタン、中央アフリ カ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン)、ロシア、 ベラルーシであるか？	☐ はい ☐ いいえ
設問2 受入予定者の出身組織等に関する質問	現在/過去の所属機関について、ホームページ等の公開情報又は入手した文書等から、大量破壊兵器 等(*)若しくは通常兵器(**)の開発等(開発、製造、使用、貯蔵)に関与している(いた)疑いがある、又は受 入れる外国人等が、軍事関連機関(警察・情報機関含む)に所属していた若しくは帰国後所属すること を知っているか？	☐ はい ☐ いいえ
設問3 受入予定者に提供する技術・情報や本学での研究内容に関する質問	ホームページ等の公開情報又は入手した文書等(受入予定者のこれまでの研究内容を含む。)により、以下を確認してください。 ① 提供する技術・情報や本学での研究内容が、大量破壊兵器等(*)又は通常兵器(**)の開発等に用いら れる疑いがあるか？ ② 提供する技術・情報や本学での研究内容が、核燃料物質・核原料物質の開発等(軽水炉の運転に付 帯する行為を除く。)、核融合に関する研究(天体・核融合炉に関するものを除く。)、原子炉(発電用軽水 炉を除く。)の開発等、重水の製造又は核燃料物質の加工・再処理に用いられる疑いがあるか？	☐ はい ☐ いいえ
設問4 受入予定者に提供する技術・情報 や本学での研究内容が、リスト規 制の候補か否かの確認 (「はい」の場合、必ずしもリスト規制に 該当で許可が必要という訳ではなく、 裏面の詳細の該非判定が必要である ことを意味する。)	提供する技術・情報や本学での研究内容が、 リスト規制対象品目 に含まれるものを 設計、製造又は 使用するための技術・情報 であるか？ ・「はい」の場合、一覧の当てはまる項番を記入する。複数当てはまる場合は複数記載する。 ⇒ [], [], [] (例) xx項(x) 【注】 リスト規制対象品目は、経済産業省HPの「貨物・技術のマトリクス表」 (https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html)を参照して下さい。 使用の技術・情報が広く規制されており、機器の操作方法を教える程度でも、規制される場 合があります。	☐ はい ☐ いいえ

(*)大量破壊兵器等:核兵器、軍用の化学製剤・細菌製剤、これらの散布装置、射程・航続距離300km以上のロケット・無人航空機

外国人等(学生・研究者・訪問者等)を受入れる予定である。

おもて面の設問1、設問2の回答に「はい」があるか？

本学の研究・社会連携部による「研究者の該非判定アセスメント」で
今回の研究内容が安全保障の対象外であったか □ 対象であったか □

① □ すでに公知の技術・情報の提供、又は技術・情報を公知とするための提供(※注1)である

② □ 基礎科学分野の研究活動における技術・情報の提供である。(※注2)

①又は②に該当する場合は、根拠等を下欄に記入してください。

(①又は②の
根拠の記入欄)

例1) 発表済み論文の技術・情報を提供する(論文名・論文番号等を記載)
例2) 宇宙の成立ちに関する研究で、原理の究明を目的としており、応用研究・開発につながらない又は実用化を視野に入れた研究でない。

③ □ 本学は受入予定者の雇用を予定しており、雇用前及び日本に実際居住する前に技術・情報の提供を行わず、かつ、受入
予定者は、雇用後日本に実際居住したあと特定類型に該当しない研究者である。

①～③の
いずれにも
該当しない

(注1) すでに公知の技術・情報の提供、又は技術・情報を公知とするための提供(以下のいずれかに当たるもの)

◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開
されている技術・情報の提供
◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術・情報の提供
◆定まった見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術・情報の提供
◆ソースコードが公開されているプログラムの提供
◆学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術・情報を不特定多数の者が入手
又は
閲覧可能とすることを目的とする技術・情報の提供
(注2) 基礎科学分野の研究活動における技術・情報の提供(以下の3条件をすべて満たす研究活動)
◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であり
◆理論的又は実験的方法により行うものであり
◆特定の物品・プログラム(製品・試作品を含む。)の設計又は製造を目的としないもの。

工学系での基礎研究は応用研究・開発につながる可能性があります。「基礎的な研究」は必ずしも法令でいう「基礎科学分野の研究」ではありませんので留意願います。本特例は慎重に適用するよう経済産業省から要請されていることもあり、適用の際には研究・社会連携部に相談してく
ださい。別途、特例の適用チェックシート(様式4)の起票を依頼する場合や、内容によっては適用確認の為、経済産業省へ問い合わせをすること
があります。

相手先の国籍はグループAの国(※表1)であるか？

おもて面の設問1～3の回答が全て「いいえ」であるか？

該非判定票(様式4号)を作成してください。
本シートと該非判定票と関係書類(CVや研究テーマ、Statement of
Purpose等)を研究・社会連携部へ提出し、ご相談ください。

追加資料の提出を要請する場合があります。

該非判定票(様式4号)の作成は不要です。
本シートと関係書類(CVや研究テーマ、Statement of Purpose等)を研究社会連
携部へ提出してください。受入は研究・社会連携部から受入可の通知後で願
い。

必要に応じて該非判定票の作成や追加資料の提出を要請する場合があります。

(申請者は、研究社会連携部から受入可の通知を得てから受入を開始して下さい。)

表1: グループAの国: 安全保障輸出管理が適正に行われていると認められる国
アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイル
ランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ
合衆国

研究・社会連携部 確認欄

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定いたします。
□ 取引可 □ 輸出管理委員会での審査が必要 □ その他

特記事項(助言・コメント等)

輸出管理責任者
(研究・社会連携部長)

年 月 日

印

輸出管理担当者

年 月 日

印